

生駒山上遊園地 施設利用約款

第1条（約款の適用）

生駒山上遊園地(以下、「当園」という。)と当園利用者(以下、「利用者」という。)との間で締結する利用契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令、又は一般に公正妥当と認められている慣習によるものとします。

第2条（利用契約の成立）

利用契約は利用者が、当園のチケットを取得した時または当園が提供するサービスを利用した時に成立するものとします。但し、当園が利用を拒絶したときはこの限りではありません。

第3条（利用の拒絶）

当園は次の場合には、利用を拒絶することができるものとします。

- ①満員で当園の施設利用者枠に余裕がないとき
- ②天災その他やむを得ない事情により当園を閉園するとき
- ③利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき
- ④利用者又は同伴者が当園施設若しくは当園従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- ⑤利用者が他の利用者に迷惑をかけるおそれのあるとき
- ⑥利用者又は同伴者が当園にふさわしくない服装、刺青、タトゥーなどで他の利用者に不快感、恐怖感を与えてしまうおそれのあるとき
- ⑦その他の理由により当園を利用する事がこのましくない事由が認められたとき

第4条（休園日、営業時間）

当園の休園日と営業時間は当園の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

第5条（アトラクションの利用）

アトラクション利用者は、当園が定めた遊戯施設運行管理規定、年齢や身長その他の制限事項、その他注意事項並びに当園の従業員による指示を遵守しなければなりません。

第6条（携帯品、車両の盗難損傷等）

携帯品や駐車場における車両及び、車内物品の盗難、損傷につきましては、当園は一切の責任を負いません。

第7条（コインロッカー）

コインロッカーは当日の営業時間内に限り利用が可能です。又、コインロッカー内の金品等の事故が発生した場合、当園は一切の責任を負いません。

第8条（第三者への損害）

利用者がこの約款に違反して第三者（利用者同士等）に損害等が発生させた場合、又は利用者自身がこの約款に違反して傷害等の被害をこうむった場合には、当園は一切の損害賠償責任を負いません。

第9条（園内施設等の損害および免責）

- ①利用者が故意又は過失により、当園内施設等に損害を与えた場合は、その損害賠償を利用者に対し請求いたします。
- ②利用者の不注意による事故や利用者同士のトラブルについて、当園は法令に基づき賠償義務が発生する場合を除き、責任を負いかねます。
- ③当園の運営状況や天候等により、アトラクション、エンターテイメント、レストラン、ショップ、各サービス等の運営内容、運営時間、運営方法を予告なく中止、変更する場合があります。
- ④レストランのメニュー、ショップの商品販売および各種サービスは予告なく終了、一時中止、変更する場合があります。

第10条（当園への持込禁止品）

当園内へは次のものは持込禁止とします。

- ①鉄砲刃剣類、火気類（花火、ガス、コンロ等）、劇薬類、ドローンなどの無人飛行機、その他の危険物
- ②著しい異臭を放ち、他の利用者に不快感を与える恐れのある物
- ③その他当園が別途指定する物

前項の実効性を確保するため、当園の従業員は利用者の鞆、袋その他の内容の提示を求め、手荷物検査を行うことができます。

第11条（当園での禁止行為及び退園処置）

当園内では次の行為は禁止いたします。又、禁止行為を行った場合には当園を退園頂くこととなります。禁止行為での退園の場合は、チケット（乗り物券・入場券等）の払戻はいたしません。

- ①立入禁止区域への立入
- ②当園内の施設及び展示物、物品の破損行為
- ③ペット類の放し飼いをすること
- ④物品販売、宣伝広告、アンケート、又はチラシの配布その他これらに類する行為
- ⑤宴会、パーティー、賭博、麻雀、その他当園に相応しくない行為

- ⑥みだりに当園内で氣勢を上げ騒音を出す行為
- ⑦球技行為やフリスビー等の投擲(とうてき)行為
- ⑧ローラースケート、インラインスケート、スケードボード等の使用行為
- ⑨テント、パラソル、タープ、サンシェード等の使用行為
- ⑩自転車、一輪車、三輪車、ペダル無し二輪車、キックボード等の使用行為
- ⑪当園管理者の定める遊戯施設運行管理規定、又はその他の方法で告知された注意事項に違反する行為
- ⑫当園の円滑な運営を妨げ、又は他の利用者に不快感を与える行為又はおそれのある行為
- ⑬当園の従業員等の指示に反する行為
- ⑭商業写真の撮影(事前に当園の了承が必要です)
- ⑮他の利用者の迷惑となる撮影及び公衆送信などの行為

第 1 2 条 (諸規則の遵守)

当園の利用者は本約款及び当園の従業員の口頭又は掲示物による指示規制を遵守するものとします。

第 1 3 条 (約款の変更)

当園は以下の場合に、当園の裁量により、約款を変更することができます。

- ①約款の変更が、利用者の利益に適合するとき。
- ②約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当園は前項による約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示します。変更後の約款の効力発生日以降に利用者が第2条により当園を利用したときは、利用者は、約款の変更に同意したものとみなします。

第 1 4 条 (施行)

この約款は2026年5月1日より施行するものとします。

施行 2020年3月14日

改正 2026年5月1日